

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、手続き開始の公示及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	町田地方合同庁舎（21）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	町田市森野2-28-14	
工事概要	<p>敷地面積 4,021m²</p> <p>1. 建物</p> <p>1) 庁舎</p> <p>構造 : 鉄筋コンクリート造地上5階地下1階</p> <p>建築面積 : 約700m²</p> <p>延べ面積 : 約4,300m²</p> <p>用途 : 庁舎</p> <p>工事内容 : 屋上防水改修、外壁改修、電気設備改修、機械設備改修</p>	
担当事務所	甲武宮繕事務所	
公告日/期限日/開札日	R3.3.2 / R3.3.12 / R3.4.16	
工期	<p>工事の始期から228日間</p> <p>(ただし、令和3年6月1日(工事着手期限)までに工事を開始すること。)</p>	
入札契約方式/落札方式	公募型指名競争入札/総合評価落札方式(実績評価型)	
指名されるために必要な要件の概要	等級(ランク)	建築工事 C等級又はB等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	<p>平成17年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリート構造、鉄骨鉄筋コンクリート構造又は鉄骨造の建築物の外壁改修又は屋上防水改修を含む改修工事</p> <p>(イ) 鉄筋コンクリート構造、鉄骨鉄筋コンクリート構造又は鉄骨造の建築物(躯体、外装、内装の全てを含む。)の新築又は増築工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記(ア)、(イ)の同種工事は、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>

「町田地方合同庁舎(21)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

【工事の概要】

本工事は、町田地方合同庁舎(東京都町田市森野 2-28-14)において、経年劣化している屋上防水の改修、外壁の改修、外壁目地、建具廻りのシーリングの改修等を行うとともに、これらの改修に伴う、樹木の撤去新設及び電気設備改修、機械設備改修を併せて行うものです。

(1)主な工事内容

- ・防水改修 (屋上:合成高分子系ルーフィングシート防水(P0S 工法(S-M2))
- ・外壁改修 (外壁タイルの欠損部、浮き部、ひび割れ部の補修)
- ・外壁目地及び建具廻りシーリングの撤去新設
- ・造園(既存樹木の伐採、伐根及び新植)
- ・上記改修に係る電気設備改修及び機械設備改修

(2)施工時期、施工条件

- ・隣地に対する騒音、振動等の対策として、建物の南面 7 通りから西側に防音シートを設置
- ・その他の仮設、養生、作業範囲については K-01 図、作業時間帯については現場説明書を参照

○実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

(1)実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2)入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3)施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)
- ・施工数量調査の結果、契約図書と異なる場合は、監督職員と協議の上変更等の措置を講じます。

(4)工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5)週休 2 日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

(6)主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・本工事は余裕期間(任意着手方式)を設定しています。
- ・工事の始期を令和3年6月1日(工事着手期限)までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。

(7)工期に応じた共通費の算定

- ・予定価格の算出にあたり、町田地方合同庁舎の共通仮設費及び現場管理費については、工事費に対して工期が著しく長期となるため、必要となる費用を積み上げにより加算しています。